

国際人権活動

2010年11月5日（金）第107号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

第14回総会 11月27日（土）に開催

学習会「国内人権救済機関の設置について」を予定

第14回総会を下記の日程で開催します。総会では、この一年の活動を振り返り、会員それぞれが取り組んでいる課題について報告・討議し、これからの方針を決定します。2ヶ月に1回開催している代表者会議にはなかなか参加できない地方在住の方々にもぜひご出席いただき、活発な討論と交流を深めましょう。

昨年9月に鳩山民主連立政権が誕生し、就任直後の記者会見で千葉景子法務大臣が、個人通報制度の批准、国内人権機関の設置、取調べの可視化、などの実現を表明しました。私たちはこの発言を歓迎し、ただちに声明を発表し、昨年10月28日には千葉法務大臣に面会し、個人通報制度の批准などを強く要請いたしました。そして1年が経過しました。この間、鳩山内閣から菅内閣へと変わりましたが、菅内閣は、これらの課題に積極的なコメントをしていません。日本の人権状況を国際水準に高めるために必要な人権保障システムの実現が遠のいた感は否めませ



第13回総会。アピールを提案する服部泉さん。

ん。しかし、運動面での前進や今までにはなかった変化は確実に出てきています。

個人通報制度の批准の課題では、昨年12月の人権デーに外務省、法務省に1148筆の団体署名を提出し、「1日も早い批准を」強く要請しました。団体署名については現在も取り組み中です。今年1月には、日弁連主催の「今こそ、個人通報制度の実現を！大集会」が日比谷公会堂で開催されました。それらの取り組みのなかで、外務省人権人道課のなかに個人通報制批准のた

めの「人権条約履行室」が設置されるなど前向きな変化が出てきています。

国内人権救済機関の設置については、6月に法務省政務三役から「新たな人権救済機関の設置について」の中間報告が出され、日弁連をはじめNGOの取り組みも活発です。日本委員会はこの課題については、ほとんど取り組んできませんでした。14回総会ではこのテーマの学習会を行いたいと思います。講師には日弁連「国内人権機関実現委員会」事務局長の小池振一郎弁護士を

第14回総会

■2010年11月27日（土）
13時～16時30分

■東京労働会館 地下会議室

■内容

- ①2010年の活動報告と2011年度の方針、決算・予算、役員選出など。
- ②学習会 「国内人権救済機関の設置」について
講師 小池振一郎（弁護士・日弁連「国内人権機関実現委員会」事務局長）
- ③総会終了後、交流会

当面の日程

■第14回総会

- ・11月27日（土）13時～
- ・東京労働会館地下会議室

■社会権レポート委員会

- ・11月29日（月）12時半～
- ・東京労働会館5階会議室

予定しています。取調べの可視化については、裁判員裁判がスタートしたこと、大阪特捜検事の証拠改ざん事件、足利事件、布川事件など冤罪が次々と明らかになるなかで大きな世論となりつつあります。

日本の人権を国際水準に高めるために不可欠なこれらの課題を実現する今がチャンスです。

社会権規約の取り組み

昨年末に社会権規約第3回日本政府報告が出されました。前回の報告から約10年たって出された報告ですが、社会権規約にてらして今の私たちのおかれている状況をみると10年前よりむしろ悪化しているのではないのでしょうか。年金・医療などの社会保障、働く権利、雇用・賃金の格差と差別のの広がり、高齢者・

子ども・障害者の状況など、どの面をみても10年前より確実に、急速に悪化していると思います。政府報告では明らかにされていないこのようなリアルな状況・実態をカウンターレポートに盛り込むために、会員・会員団体だけでなく会員外の方たちにも呼びかけて、カウンターレポート作成のための実行委員会を開催してきました。それぞれが抱えている実態を出し合いながら討議し、社会権規約の視点から原稿を書きつつあります。2011年度にはそれをカウンターレポートとしてまとめることが大きな課題になります。日本審査の日程はまだ明らかではありませんが、社会権規約委員会の審査スケジュールに注目しながら準備をすすめ、審査にはツアーを組んで傍聴参加しましょう。

特別報告者制度を活用して

国連の人権機関への通報には個人通報制度がありますが、この制度を活用するためには各人権条約の「選択議定書」を批准しなければなりません。日本政府はいまだ批准していません。国連には個人通報制度のほかに通報できる制度として、「特別報告者制度」があります。この制度を活用して、国連の「言論・表現の自由の権利の促進と保護に関する特別報告者」あてに、日本の言論・表現の自由の危機について訴える準備をしています。

総会ではこれらの課題・たたかいについて大いに語り、労働者・市民のユニークな国際人権活動のさらなる発展の機会にしましょう。

NGO5団体で山花外務政務官に要請

10月18日（月）、11時から約40分間、ヒューマンライツ・ナウの伊藤和子事務局長の提案により、東京のNGO 5団体（ヒューマンライツ・ナウ、アムネスティ・インターナショナル日本、反差別国際運動、監獄人権センター、国際人権活動日本委員会）の参加により、新たに就任した山花郁夫外務政務官に人権諸課題の抜本的な前進を求め、外務省政務官会議室において要請行動を行ないました。「日本委員会」からは鈴木議長と松田事務局次長が出席しました。また、選択議定書批准を目的として設立された人権条約履行室の松浦純也室長も、3名の外務省職員と共に同席しました。限られた時間ではありましたが、5項目からなる要請書を前原外務大臣宛に手渡し、説明を行ないました。

第1項目として自由権規約の第一選択議定書や拷問禁止条約などの国際人権諸条約の個人通

報を実現するための選択議定書を次期通常国会で批准するよう求めました。これに対し山花政務官は、「前向きに考えている」「国内法の整備の問題について各省庁間で検討しているが、次期通常国会で批准したい」と回答し、「国会議員の関心を高めるために、人権問題を考える議員連盟への働きかけを積極的にやってほしい」と述べました。ここ数年、同じような回答を繰り返しているのも、より具体的に目に見える進捗過程を示すよう求めました。

第2は2008年の国連人権理事会普遍的・定期的審査（UPR）の日本審査に対する勧告の実施とフォローアップの状況、そしてNGOとの恒常的な対話の機会を持つことに関してでした。また、省庁間を行き来する時間の無駄を避けるため、外務と法務の両政務官主催のNGOとの会合を開くよう要望を出しました。政務官

は、「2012年までには報告書を提出したい」「会合については「議員連盟を通じて行なえば開催されやすいのではないかと述べ、「前向きに考える」との回答でした。

第3の日本政府の人権に関する政策の報告書を年に一度作成して公表することと、第4の国連高等弁務官事務所を東京に招致する要請に対しては「検討する」とどまり、特に弁務官事務所に関しては「中国や北朝鮮の反対により創設は難しい」との回答でした。しかし、より深刻な人権問題の存在が認められるのであれば、人権の保護や促進のために創設は必要ではないかと強く訴えました。

従来より人権問題に取り組み、選択議定書の批准にも前向きな山花政務官に要請項目の早急の実施を求め、今後も申し入れの機会が持てるようNGO全体で確認しました。（まとめ/松田 順一）

東学農民革命史跡などを訪ねた韓国の旅

山田光子（出版OB・個人会員）

韓国併合100年の今年、10月12日（火）～17日（日）、治安維持法同盟の「韓国平和・連帯の旅6日間」に参加しました。

成田、関西、福岡からの参加者35名が仁川空港に集合し、仁川～金州～晋州～慶州～釜山の行程です。

金州は東学農民革命運動の史跡地のあるところ。1894年東学の指導者金瑋準（チョンボンジュン）のもと、封建制度と税に苦しんだ農民が棒や竹槍を持って起こした農民運動でしたが、日本帝国が朝鮮を侵略し、国を守る革命運動となっていました。金瑋準は1895年、41歳で日本軍に逮捕されました。その後、敗戦まで日本に併合され、敗戦後は二つの国に分断されたのです。1992年（社団）東学農民革命記念事業会を設立し、歴史的な事件の意義と評価を取り戻すため、革命に参加した人々の社会的名誉の復権を目的に、社会事業や施設の設置、教育・文化・芸術創作、国際交流活動など推進しているということです。まず、2004年には韓国国会で「東学農民参加者等の名誉回



金州は東学農民運動発祥の地。慰霊塔と墓石群

復に関する特別法」が交布されています。

晋州は朝鮮侵略時代、上甲米太郎さん（青年劇場俳優 上甲まち子さんの父）が校長をしていた二つの小学校を訪問しました。在任していた学校の校史などを見せていただき、校長、教頭、先生たちと懇談しました。上甲米太郎さんは朝鮮半島での治安維持法被害者第一号になった人です。子どもたちに朝鮮語で教え、朝鮮人を友とし共に生きた教師でした。日本に帰る時は、みんなで安全に釜山に送ったそうです。校庭で、全生徒30名が

民俗音楽を演奏して私たちを歓迎してくれ、アヒランやふるさとを歌いながら交流しました。

慶州は新羅の古都、世界遺産の石窟庵、仏国寺、天馬塚、博物館などを見学。釜山ではチャガル市場、国際市場、龍頭山公園（李舜臣將軍の像が今も国を守っているよう日本の方を向いて立っていました）を見学。

ツアーに参加した皆さんは、事前に学習し、ハングルも勉強し、とても積極的でした。

歴史、文化、世界遺産、おいしい韓国料理の盛りだくさんの旅でした。

「兵庫レッド・ページ裁判」にご支援を！

11月16日、明神 勲 北大名誉教授が証人に

東京で10年前に開かれた「50周年記念集会」では、レッド・ページの名誉回復を決議し、商船三井や神戸地方法務局に要請しましたが、「GHQの指令」「最高裁の超憲法的判断に再審はなく確定」の回答でした。

私たちは、2002年8月、300万円を超えるカンパに支えられ、ジュネーブの国連人権小委員会に要請しました。同行した川崎義啓さん（旭硝子）は90歳を超え、年金は月6万円です。ページ

されて5人家族はひどい目にあったが、誰も助けてくれなかった」、「もうすぐ90歳、思い残すことはない」という安原清次郎さん（川崎製鉄）の年金は月8万円。体重は35kg、一人暮らしです。

「生きている間にレッド・ページの名誉回復と国家賠償の実現を」がスローガンです。国は「日本の国家機関及び国会が連合最高司令官の発する一切の命令指示に、誠実且つ迅速に服従する義務を有する」（最高裁

大法廷決定）とし、「原告らの請求はどれも速やかに棄却」でした。私は3人とその家族が60年間に受けた被害（生活と家族離散など）について、8人の弁護団の支援を受け、公判で明らかにしました。

明神勲証人は「人間のしるしとしての思想信条の自由」「戦後史の汚点としてのレッド・ページ」「日本政府の責任」「名誉回復、救済の必要性」の意見書を提出し、11月16日（火）13時から、神戸地裁216号法廷で証言します。戦後最大の人権侵害としてようやく広く取り組まれようとしています。（大橋 豊）

前号（106号）からの活動日誌

- | | |
|--|--|
| 9月17日（金）アメリカ大使館トーマス氏他と会談 | 10月15日（金）年金者一揆
東京「君が代」裁判・一次訴訟（高裁） |
| 9月19日（日）集会・シンポ「アジアとの歴史和解
と平和共同体の実現を目指して」 | 10月16日（土）映画 布川事件「ショウジとタカ
オ」上映会 |
| 9月20日（休）「慰安婦」問題とジェンダー平等
ゼミナール | 10月18日（月）山花外務政務官への要請（NGO5団
体） |
| 9月23日（休）沖縄フォーラムin東京 | 10月19日（火）日弁連主催シンポ「特捜捜査の闇
と取調べの可視化・証拠開示」 |
| 9月28日（休）鈴木信幸さん不当解雇事件支える会
幹事会 | 10月23日（土）学校に自由を！10・23集会 |
| 9月30日（木）「日の丸・君が代」強制再雇用拒否
裁判 | 10月28日（木）JAL監視ファイル裁判地裁判決（勝
利判決） |
| 10月6日（水）第5回代表者会議 | 10月29日（金）鈴木信幸さん不当解雇裁判 |
| 10月9日（土）国賠同盟東京女性部ティータイトム
学習会 | 11月2日（火）人権議員連盟への要請・懇談 |
| 10月13日（水）ストップ「過労死」「過労死等防
止基本法」の制定を求める院内集会 | 11月4日（木）国際シンポジウム
「日本の人権と国連条約」 |

掲 示 板

<裁判傍聴>

- 布川事件再審裁判
・12月12日（金） 13時30分～
・水戸地裁土浦支部
- 鶴川高校「立ち番」裁判
・11月24日（水） 16時30分～
・八王子地裁立川分室405号法廷

<集会・シンポ・イベント>

- 女性の憲法年連絡会リレートーク
・11月10日（水） 13時～13時30分
・衆議院第議員会館前
・内容 普天間基地の無条件撤去を！辺野古
に新基地をつくるな！国会の比例定数削減
反対！参議院憲法審査会『規定』策定反対
- 明治乳業争議団を励ます「音楽の夕べ」
・11月19日（金） 18時30分～
・市川市文化会館
- 私は犯人じゃない—冤罪被害者の叫び
・11月20日（土） 午後6時～
・南大塚ホール（JR山手線「大塚」、東京メ
トロ「新大塚」下車）
・講演（講師／木谷明氏（元裁判官）・歌／
桜井昌司（布川事件）、冤罪事件被害者・
家族・支援者の訴えなど
- 「2010年NGO日本女性大会—ジェンダーギャッ
プ解消への挑戦 貧困・格差のない平和な
社会を」
・12月4日（土）10時～16時
・サイエンスホール（科学技術館）
・チケット 500円

- ・主催 国際婦人年連絡会
- レッド・バージ60周年記念のつどい
・12月11日（土） 13時30分～17時
・全理連ビル9階会議室（JR代々木駅下車）
・記念講演 明神勲氏「北海道大学名誉教授」
「いま、なぜレッド・バージか」

2010年

「人権デー」の取り組み

1948年12月10日、国連は「世界人権宣言」を採択し、この日を記念して12月10日を「人権デー」と位置づけ、国連・各国で人権促進のためのさまざまな取り組みが行われています。日本では、12月10日を最後とする1週間を「人権週間」と位置づけ総務省前の電光掲示板にテロップをながしたり、地方自治体では庁舎に垂れ幕を出したりしています。

日本委員会では、毎年取り組みとして、霞が関・総務省前で「人権トーク」と外務省・法務省への要請行動を行っています。今年の取り組みは、下記のように行います。多くのみなさんの参加とトークをお願いします。

- 12月6日（月） 12時～13時
 - 総務省前で人権トークとびらまき
- ※外務省、法務省要請の日程は現在未定です。
決まり次第ご連絡いたします。